

佳作

憲法、法律改正議論に対する 国と国民の意見の持ち方

(東京都／白百合学園高等学校二年)
武井若葉

1はじめに

五月一日、平成の時代は終わり、令和の新時代が幕開けした。海外には元号がない国が多く、新元号発表時、発表までカウンtdownを行い、一斉にテレビ中継を見る日本国民の姿を不思議に思う外国人もいたそうだ。やはり元号は日本にとって大切で、過ぎた年月を語る上で欠かせないものである。「昭和は日本が活気付いてて元気があった。」「平成は経済が低迷して辛い時代だった。」と、元号を一つの区切りとして、当時を振り返ることが多い。それぞれの時代が、その人の心の中に存在しているのである。それでは、新しい時代を迎えた今、

平成を振り返って、私たちはどうのような思いを抱くだろうか。

平成は、昭和の太平洋戦争のような悲惨な戦争に国民が巻き込まれることなく、その名通り、平和な時代であったのではないかと私は思う。また、戦力を持たず平和な社会を実現させるという誓いとともに制定された憲法や、私たちの社会生活を保つためにある法律のあり方について、議論されることが非常に多かったように感じる。時間が経つと住む人は入れ替わり、社会は変わり、もちろん人の考え方も変化することは当然であり、私たちに直接的な影響を及ぼす憲法や法律のあり方も時代に合わせて検討がなされる必要があることは、自明である。

それでは、憲法や法律についての議論はどうのに行われるべきなのだろうか。国民には、大きな二つの問題があるよう感じる。

まず一つ目は、憲法や法律について私たちがあまり関心を持っていないということである。このような状態は、「政治的無関心」(政治的な現象に対する一般国民の関心が低いこ

る。しかし憲法や法律が変化すれば、築いてきた社会や生活の安定が壊されるのではないかという懸念が常に存在し、全員が憲法改正や新たな法律の施行に賛成ということはあり得ない。民主主義の日本では多数派の意見が採用されるが、憲法や法律に関する採決の場合、多数派の考えが間違っている場合、大虐殺が行われた。多数派の意見が恐ろしい結果を創り出してしまったのだ。したがって、国会での決議や国民投票が行われるとき、これまでのよう単に採決の結果のみに注目するという国の憲法や法に対する姿勢は、とても危険なものだと分かる。

それでは、憲法や法律についての議論はどうのに行われるべきなのだろうか。国民には、大きな二つの問題があるよう感じる。

まず一つ目は、憲法や法律について私たちがあまり関心を持っていないということである。このような状態は、「政治的無関心」

と。) と呼ばれ、昔から「社会的無関心」(社会的地位の高い人々に政治は任せなければ良いと考えること) である人々は多かったが、近年は「現代型無関心」(政治に関する知識を持つても、政治をまるで他人事のように見て、関心を抱かないこと) のタイプへ移行していると言われている。知識を持つることは、学校の公民の授業や大学での政治や法、国際関係などに関する学習の成果だと思う。だが、いざ社会に出てみて学生時代に習得した政治知識を使うような仕事に、全員が就く訳ではない。だんだんと自分たちにとって大切なものの、憲法や法が遠いものとして感じられるのである。その結果、賛成でも反対でもない「どちらでもない」という意見を選択する人が多くなり、結果私たちは意見を持つことも議論することもなく、議論の決着はつくのである。私たちの間で議論がされないにとかかわらず、結論が出るとは、奇妙な話だ。

二つ目の問題は、私たちが非常に安定を好むことである。「日本は現在、戦争もなく平和で十分に幸福な生活を送れる国であるため、何も変える必要はない。」という意見はよく聞かれる。今までこの体制で安定した毎日が送ってきたと感じ、何かが変

わればそのような生活が望めなくなるかもしれない」と危惧することは、人間として当たり前のことである。ましてや憲法や法といった私たちの目から見たら、非常に重々しいものが変化するとき、慎重にならざるを得ない。しかし、幸福で安定的な生活を送れない人も世の中にはたくさんいて、今後日まぐるしく変化すると予想される社会情勢の中で、生活に困窮して不利益を被る人々が新たに出てくるだろう。国として何も変わらなければ、日本はいつか世界の動向から取り残され、後進的な国家となってしまう。今年六月、金融庁の審議会が提出した報告書に記載された「老後資金として二〇〇〇万円が必要である」という内容が、非常に注目された。少子高齢化がさらに進んだ場合、年金制度そのものの存続が危ぶまれるような時代も来るかもしれません。生活に困る高齢者を新たに出さないために、抜本的に改革した制度を作ろうとしても、大変慎重であることが災いして、古い制度にすがるしかないといった状況にあることも、このままでは考えられる。

国憲法と法に対する姿勢も見直しが必要で、また私たちも周囲の意見に流されることも、慎重になりすぎることも憲法や法について議論する姿勢としてふさわしくないのなら、一体どうすれば良いのだろうか。その出口の見えないトンネルから抜け出して、国民が意見を持ち、そして正しく憲法や法について国が検討をするために、必要なことは何であろうか。現在は、過去の積み重ねで出来ている。よって過去を知れば、國はどのような姿勢で憲法や法律の改正を検討するべきか、私たちは今後日本のるべき姿についてどのように個々の意見を持つ必要があるか考えられるのではないか。過去の事実に対する感じ方はそれぞれ異なるために、多様な意見が生まれてくるはずだ。私たちの安全や生活に直接関わる憲法や法律に関する議論を通して、平成を振り返り、当時どのような意見があつて議論され結論が出たのかを知ることが、國と國民が改革するべきことに気づくきっかけになると思い、このテーマを選んだ。

2 憲法改正議論（平成二十五年）

日本国憲法は一九四六年に公布され、一九四七年から施行されているが、一度も改正されたことはない。これほど長い間改正されない憲法は、世界的に見て稀だ。以前も憲法改正が議論されたことはあったが、

実際に改正には至らなかつた。しかし、平成二十四年に憲法改正をマニフェストに掲げる自民党が再び政権を取り戻して、憲法改正に対する議論は活発になつた。自民党は、一〇二〇年の改正を目指している。今、改正される可能性がある憲法は、第九条（戦争放棄、軍備及び交戦権の否認）である。憲法九条には、「1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」とだけ記載されていて、専門家からは違憲性があると言われている。自衛隊を憲法に明記するかしないかが、争点となつてゐる。自衛隊は公布当時、まだ存在していないなかつたために記載されなかつた。

与党を含む改正賛成派は、自衛隊は専守防衛（初めて相手から武力攻撃を受けたときに防衛力を行使する。）を基本的姿勢としていて、戦争を起こすことや加わることはできないため違憲性はなく、北朝鮮のミサイル発射などにより日本の安全が危ぶまれていて、現在、国を守る自衛隊の記載は必要であ

ると考えている。

これに対して反対派は第九条には戦力を保持しないと書かれているため、戦力を保持する自衛隊は違憲性があり、記載するべきではないとした。二〇一五年の朝日新聞「安保法案 学者アンケート」では、現在の自衛隊の存在は憲法違反にあたるまたは憲法違反の可能性があるとする専門家は、全一二三名のうち過半数を超える七十七名いることが分かり、反対派の意見も根強い。

平成三十年に行われた国勢調査でも「日本の自衛隊は増強した方が良いと思うか、今この程度で良いか、それとも縮小した方が良いか」という質問に対し、六〇・一パーセントが「今の程度で良い」と回答していた。また、平成三十一年のNHKの世論調査では、「どちらとも言えないと」という意見が最多三九パーセントを占めていて、国民が憲法改正に対する明確な意見を持つていなければ、将来的に現在の状態が継続するかが不明瞭でも、今まで通りの安定を望んでいるのだ。

この二つの意見を見比べると、発議が今后なされた場合、実際に議論が行われる国会では与党を含む賛成派が、国民には反対派つまり現状を維持するべきだと考える

人々が多いことが分かつた。憲法とは「政府が暴走しないよう、国民がその権力を縛るもの。」であるため、最終的に改正されるかどうかは国民投票の結果で決まるが、平成二十五年から続いているように賛成派の与党と反対派の私たちの意見が食い違う、よく互いの意見の趣旨を理解しない状態では、最終的にどちらかの意見に偏った憲法をつくることになるのではないかと危惧される。

3 「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪法の成立（平成二十九年）

共謀罪とは、犯罪に加担して準備行為などを行った場合に、実行した人は他人であつても共謀に参加した時点で成立する罪である。実行した人と同じ内容の罪が科せられる。特にテロ組織に限定したものではないが「テロ等準備罪」と言われる時もあり、二〇一〇年の東京オリンピック・パラリンピックでのテロ対策に向けて成立した。この共謀罪が適応される犯罪の範囲は、死刑、無期、長期四年以上の懲役または禁錮に当たる犯罪と、非常に広い。

それは、なぜ共謀罪に対する国会での議論は紛糾し、国民の多くは「改正案の衆

議院での審議は十分ではない。」（平成二十一年の朝日新聞世論調査では、六〇パーセントが「十分ではなかった」と回答）と感じたのであるうか。

その理由は、無制限に処罰対象が増えるために秘密裏に行われる捜査が増え、捜査員の尾行などによりプライバシーが侵害され、SNS上での発言といったものまで監視されるような息苦しい監視社会が実現するのではないかといった懸念が存在するからである。海外ではアメリカ同時多発テロ事件（平成十三年）やボストンマラソン爆弾テロ事件（平成二十五年）など、多くの人々が犠牲になるようなテロ事件が多発発生していく中、オリンピック・パラリンピックで観光客が押し寄せることが予想される日本でも対策は必要であることは、間違いない。しかしテロ事件を未然に防ぎ、國民が安心して生活するためにつくられた法律であるのに、成立した結果、私たちの間に新たな不安が広まってしまった。成立当時、法務大臣は「理解は深まったと思う。限られた期間に誠意を持って一生懸命説明してきたつもりだ。」（二〇一七年六月十五日朝日新聞デジタルより）と述べていたが、あまり國民は納得できなかつたようだ。この事例は、

反対というはつきりとした意見を持つ人が私たちの中に多くいながら、その國民の意見がしつかりと反映されなかつた平成の法改正の一つであると言える。

4 障害者郵便制度悪用事件（平成二十一年）

この事件は前で挙げたような憲法や法律の改正ではないが、國民の間で司法のあり方について議論となつたため、触れる必要があるよう感じた。障害者郵便制度悪用事件では、自称福祉事業支援組織「凜の会」が障害者団体向けの郵便料金の割引制度を悪用したとして、障害者団体や本来は郵便料金の割引制度が適用されないダイレクトメール発行会社、そして割引された郵便料金で郵送される障害者団体の証明書を偽造したとして、厚生労働省などが摘発された。

厚生労働省の局長、村木厚子氏（現在は事務次官を退官）は部下に偽の証明書を作らせて凜の会側に手渡したとして逮捕・起訴されたが、そのような事実はないことが分かり、無罪判決を受けた。

私は中学三年生の時に、村木氏が自身の公務員生活と逮捕されてからの大坂拘置所での生活、裁判の記録をまとめた本、『あきらめない』を読んで、事件を知った。この本を読んで私が最も衝撃を受けたことは、常に公正であり、被疑者から眞実の話を聞き取るはずの検事がひどい取り調べをしたことだ。『あきらめない』によると、当時の検察が自白とは異なる調書（裁判で川いられる資料）を作り、裁判で被疑者を有罪にするために必死であった様子が細かく書いてあつた。最終的には、村木氏の部下の元に、既に証拠として調べたとして、検察から送り返されてきたフロッピーディスクの更新日時を、検察側が自分たちが推測した事件の流れと合うように改竄したことが分かり、この検事たちの一部が逆に逮捕されるという異例の事態となつた。事件の判決を受けて取り調べの可視化は進められ、今年六月、取り調べの可視化を義務付ける改正刑事訴訟法が施行された。

を作り証拠を偽造した検察の行為は間違っている。村木氏の別の著書『私は負けない』の一三三ページには、検察について次のような記述がある。

「考えてみれば、検察は常に巨悪と闘うことを見付され、また、常に『間違うことは許されない』というプレッシャーの下で仕事をしています。警察もまた同じです。どんなに一人ひとりがモラルを高く保とうと努力しても、こうしたプレッシャーの下、今の制度のままでは、無理な取り調べをし、事実とかけ離れた供述調書を作り、間違い途中で気づいても、けつして引き返さない、そんなことがまた繰り返されるでしょう。そういうことができない、そうしなくても済む制度を作る必要があります。」

私はこの記述を読んで、国民に事件で植え付けられてしまつた検察のイメージと検察内部の事情には、ずれが生じているのではないかと考えるようになつた。村木氏が述べたように検察がこうしたプレッシャーの中、悪と闘おうとしていたのならば、私たちの安全な生活のために役目を果たそうとしたとも考えられる。国民の頭の中に、検察に対する疑惑は時間とともに薄れることがあつても、今もまだ残り続いている。

るだろう。これは、検察だけの話に留まらず、憲法や法に関する議論にも当てはまるようを感じられる。国民側は2で扱つた憲法改正に賛成する与党と反対する私たちの意見が食い違い、互いの意見の趣旨も分からぬ状態で感じたもかしさや、3で述べた共謀罪に関する法律の改正で国民の意見が反映されなかつた記憶が残るだろう。國の側は、「国民の反応は中立的な意見しか持たず、全ての議論を自分たちに任せると、こちらの意見を聞かずに反対していくかどちらかであることが多い。結果憲法や法律について考える人は、私たちしかいない」という思いが、なかなか消えることはない」という可能性がある。その消えない感情や記憶があるまま憲法や法律について国と国民が論じても、固定観念に囚われてしまい、相手の意見に耳を傾けることは難しいのではないだろうか。このような歩み寄ることができない事態を避けるためにも、憲法や法律についての議論をするときに、相手の意見に対して常に同じような感情を抱くことは避ける必要がある。抱く感情と実際に発する意見は区別できるという意見はあるが、人間はそのような公私を分けられる賢い存在ではないだろう。国と私たち

は、同じ憲法や法律について議論しているのか、別のこととを議論しているのかをよく考えて、それぞれの意見を持つべきである。

5 終わりに

2、3、4では、平成を振り返り、憲法や法律の改正についての議論は非常に重要なことがあるにもかかわらず、固定された感情に囚われ、国と国民の意見は常に大きく食い違つたまま平行線をたどり、満足のいくような議論は双方ともできていないことが実情であることが分かつた。このままでは、正しい憲法と法律がある社会を未来へ引き継ぐことは難しいだろう。どのような改革を国と私たちは行う必要があるのだろうか。

まず国は、国民にも分かりやすい憲法改正案や法案の説明を心がけ、国民の意見を「いつも中立的か反対するかのどちらかだ。」という負の感情で片付けずに、しっかりと耳を傾けなくてはならない。選挙などで国民に訴えたいことがあるのなら、丁寧に自分たちの政策つまり意見を有権者に伝えるべきだ。

次に、国民は政治に関心を持つべきである。慎重になつていつも同じ意見を持つのではなく、今どのようなことが国会では議

論になつてゐるのか各党の政策に注目して、イメージや感情に左右されずに、よく考える必要がある。そして、選挙という面の意見を表明する場で、しっかりとした意見を持つて投票するのも改革につながるであろう。

憲法と法律について十分な議論をすれどもができないなかつた平成の反省を踏まえ、今年から始まつた令和は、憲法改正や新たな法を施行するとき、国と国民がお互いの意見を聞き合い、歩み寄つて、たとえ結論が自分の考えに沿つたものでなくとも議論の過程には納得できる時代でなくてはならない。日本のあるべき姿は、このように多様な意見に耳が傾けられ、新しい時代に合うように改正されて新しくへんれた憲法と法律が、国民の生活を守る国である。

〈参考文献〉

- ・ 村木厚子『あきらめない一樹／あなたに贈る真実のメッセージ』田経BP、11〇一年
- ・ 村木厚子『私は負けない』—「郵便不正事件」はつゝして作られた』中央公論新社、11〇—111年
- ・ 童話屋編集部『日本国憲法』(小専な学問の書1) 童話屋、11〇〇—1年

・ 石田勇治『シムラーとナチ・ハイツ』講談社、11〇—1五年

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1九年七月三日)

『年金2000万円不足』じやあぶいす

れば?『年金では不足』20千万円問題、金融庁報告書おさらい』

〈<https://www.asahi.com/articles/ASMT26S0JMT72UEHF008.html>〉 11〇一九年八月十九日アケヤベ

・ 「自民党令和元年参議院選挙公約」
〈<https://www.jimin.jp/policy/manifest/>〉 11〇—1九年八月十九日アケヤベ

・ 内閣府政府広報室(11〇—1七年三月)「自衛隊・防衛問題に対する世論調査の概要」
〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/2-1.html>〉 11〇—1九年八月十九日アケヤベ

・ 「防衛省・自衛隊憲法と自衛権」
〈<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kithon02.html>〉 11〇—1九年八月十九日アケヤベ

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1七年五月)「十五日」「共謀罪」審議、『不十分』60%朝日新聞世論調査

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1九年八月十九日アケヤベ)

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1九年五月)「十五日」「共謀罪」審議、『不十分』60%朝日新聞世論調査

・ ASK575FDJK5TUZS007.html〉 11〇—1九年八月二十一日アケヤベ

・ 日本弁護士連合会(11〇—1九年六月一日)
〈<https://www.asahi.com/topics/word/ask575fdjk5tuzs007.html>〉 11〇—1

・ 九年八月11十日アケヤベ

・ 「NHK世論調査 憲法に関する意識調査

≈0→∞」

〈<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kyo-en-p0-u70/> /

yoron12/13139_44W1391_sakuhin2018.html〉 11〇—1九年八月一一日アケヤベ

・ 「総務省むつみ諾ふへ『国民投票制度』」
〈http://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin_touhyou/flow.html〉 11〇—1九年八月11十日アケヤベ

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1七年六月十五日)
「『共謀罪法』が成立 与党が参院本会議で採決強行」

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1七年五月)「十五日」「共謀罪」審議、『不十分』60%朝日新聞世論調査

・ 朝日新聞デジタル(11〇—1九年五月)「十五日」「共謀罪」審議、『不十分』60%朝日新聞世論調査

・ ASK575FDJK5TUZS007.html〉 11〇—1九年八月二十一日アケヤベ

・ 日本弁護士連合会(11〇—1九年六月一日)
〈<https://www.asahi.com/topics/word/ask575fdjk5tuzs007.html>〉 11〇—1

施行された「いのちの倫理論議」
〈[https://www.nichibenren.or.jp/
activity/document/statement/
year/2019/190601.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2019/190601.html)〉 二〇一九年
八月一十一日アクリヤク